株式交換に係る事前開示書面

（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条の定める書面）

2026 年 10 月 30 日

株式会社アバールデータ

2026年10月30日

株式交換に係る事前開示書面
（会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面）

東京都町田市旭町一丁目25番10号
株式会社アバールデータ
代表取締役社長　岩本 直樹

株式会社アバールデータ（以下「当社」といいます。）は、株式会社テクノマセマティカル（以下「テクノマセマティカル」といい、当社とテクノマセマティカルを総称して、以下「両社」といいます。）との間で締結した、別紙１の2026年９月11日付け株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026年12月３日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、テクノマセマティカルを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関し、会社法第794条第１項及び会社法施行規則第193条に定める事項は、下記のとおりです。

記

１．株式交換契約の内容（会社法第794条第１項）
別紙１のとおりです。

２．会社法第768条第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法第794条第１項、会社法施行規則第193条第１号）
別紙２のとおりです。

３．会社法第768条第１項第４号及び第５号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法第794条第１項、会社法施行規則第193条第２号）
該当事項はありません。

４．株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法第794条第１項、会社法施行規則第193条第３号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙３のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
別紙４のとおりです。

５．株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 794 条第１項、会社法施行規則第 193 条第４号イ）
別紙５のとおりです。

６．株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第 794 条第１項、会社法施行規則第 193 条第５号）
当社の最終事業年度の末日（2026 年３月 31 日現在）の貸借対照表における資産の額は 22,570,452 千円、負債の額は 2,256,613 千円、純資産の額は 20,313,838 千円であり、資産の額が負債の額を上回っております。
本株式交換において、当社は、テクノマセマティカルの株主に対し、その所有するテクノマセマティカル株式１株につき 690 円の割合で金銭を交付しますが、本株式交換の効力発生日までの当社の資産及び負債の状態の変動を考慮しても、本株式交換の効力発生後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。
また、本株式交換の効力発生後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。
したがって、本株式交換の効力発生後における当社の債務について債務の履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

別紙１　本株式交換契約の内容

（次頁以下に添付）

株式交換契約書

株式会社アバールデータ（以下「甲」という。）及び株式会社テクノマセマティカル（以下「乙」という。）は、2026 年 9 月 11 日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条　（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条　（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社アバールデータ

住所：東京都町田市旭町一丁目 25 番 10 号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社テクノマセマティカル

住所：東京都品川区西五反田二丁目 12 番 19 号

第3条　（本株式交換に際して交付する金銭の額及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、第 7 条に基づく自己株式の消却後における乙の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、本割当対象株主が有する乙の普通株式に代えて、本割当対象株主が有する乙の普通株式の合計数に金 690 円を乗じて得た額と同額の金銭を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その有する乙の普通株式 1 株につき、金 690 円の割合をもって割り当てる。

第4条　（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026 年 12 月 3 日とする。ただし、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第5条　（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本契約につき同法第 795 条第 1 項に定める株主総会による承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき甲の株主総会による承認が必要となった場合は、甲は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、本契約の承認を受ける。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議によって、本契約の承認を受ける。

第6条　（会社財産の管理等）

乙は、本契約締結後、本効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行うこととし、本契約に定めるもの並びに甲及び乙間で別途合意したものを除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲と協議の上、これを実行する。

第7条　（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに行われる取締役会の決議により、基準時において乙が保有する全ての自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、基準時をもって消却するものとする。

第8条　（本株式交換の条件変更及び本株式交換の解除）

本契約締結後、本効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難 となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第9条　（本契約の効力）

本契約は、(i) 会社法第 796 条第 3 項の規定により本契約につき甲の株主総会による承認が必要となった場合において、本効力発生日の前日までの間に、第 5 条第 1 項 但書に定める株主総会の決議による承認を得られなかった場合、(ii)本効力発生日の前日までに、第 5 条第 2 項に定める株主総会の決議による承認を得られなかった場合、(iii) 前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第10条　（管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条　（誠実協議義務）

甲及び乙は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項については、誠意をもって協議の上これを解決する。

（以下余白）

本契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

2026 年 9 月 11 日

甲：
東京都町田市旭町一丁目 25 番 10 号
株式会社アバールデータ
代表取締役社長　岩本　直樹

本契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

2026 年 9 月 11 日

乙：
東京都品川区西五反田二丁目 12 番 19 号
株式会社テクノマセマティカル
代表取締役社長　田中　正文

別紙２　本株式交換の対価の相当性に関する事項

１．本株式交換に係る割当ての内容

当社は、会社法第 768 条第１項第２号の規定に基づき、本株式交換契約に従い、本株式交換により当社がテクノマセマティカルの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるテクノマセマティカルの株主に対し、その所有するテクノマセマティカル株式１株につき 690 円（本株式交換の対価を、以下「本株式交換対価」といいます。）の割合で金銭を交付する予定です。また、テクノマセマティカルは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第 785 条第１項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全てを、基準時の直前時において消却する予定です。

２．本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（１）割当ての内容の根拠及び理由

両社は、上記１．「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換対価の決定にあたり、本株式交換対価の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関にテクノマセマティカル株式の株式価値の算定を依頼することとし、当社は山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を、テクノマセマティカルは株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）を、第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

そして、両社は、下記（２）「算定に関する事項」に記載のとおり、それぞれが選定した第三者算定機関から提出を受けた株式価値の算定結果を踏まえて慎重に検討し、テクノマセマティカルの財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。

当社においては、下記（４）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である山田コンサルから 2026 年９月 10 日付で受領したテクノマセマティカル株式の株式価値に関する算定書、法務アドバイザーであるＴＭＩ総合法律事務所からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換対価は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換対価により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方で、テクノマセマティカルにおいては、下記（４）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である赤坂国際会計から 2026 年９月 10 日付で受領したテクノマセマティカル株式の株式価値に関する算定書、法務アドバイザーである増田パートナーズ法律事務所からの助言、並びに当社及びテクノマセマティカルとの間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。詳細については、下記（４）「公正性を担保するた

めの措置」の「③テクノマセマティカルにおける独立性を有する特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおりです。）からの指示、助言及び答申書等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、(i) 本株式交換対価（テクノマセマティカル株式１株につき 690 円）は、第三者算定機関である赤坂国際会計から 2026 年９月 10 日付で受領したテクノマセマティカル株式の株式価値に関する算定書の算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法の算定結果の上限値を超え、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）による算定結果のレンジ内に位置し、かつ 2026 年６月 30 日現在のテクノマセマティカルの１株当たり純資産 686.43 円を超える金額であること、(ii) 本株式交換対価は、2026 年９月 10 日の東京証券取引所におけるテクノマセマティカル株式の株価終値 325 円に対して、112.31％（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、過去１ヶ月間（2026 年８月 12 日から 2026 年９月 10 日）の株価終値単純平均値 336 円（小数点以下四捨五入。以下、株価終値単純平均値の計算において同じです。）に対して 105.36％、過去３ヶ月間（2026 年６月 11 日から 2026 年９月 10 日）の株価終値単純平均値 302 円に対して 128.48％、過去６ヶ月間（2026 年３月 11 日から 2026 年９月 10 日）の株価終値単純平均値 374 円に対して 84.49％のプレミアムをそれぞれ加えた金額であって、直近の株価に対するプレミアム水準のみならず、直近１ヶ月間、直近３ヶ月間及び直近６ヶ月間の株価終値単純平均値に対するプレミアム水準をも総合的に考慮すれば、合理的な水準のプレミアムが付された金額であること、(iii) 下記（４）「公正性を担保するための措置」に記載の各措置を講じる等、テクノマセマティカルの一般株主に対して配慮がなされていること、また、(iv) 本株式交換対価は、その決定過程において、本特別委員会自身が当社と交渉を行うことにより、取引条件に関する交渉過程に関与した上でテクノマセマティカルの少数株主にとって不利益とならないよう誠実に協議及び交渉をした結果として得られた価格であると考えられることから、本株式交換対価は妥当であり、テクノマセマティカル株主にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、本株式交換対価により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、当社及びテクノマセマティカルは、本株式交換対価が妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至り、2026 年９月 11 日開催の両社の取締役会により、本株式交換対価を含む本株式交換契約の締結を決議いたしました。 本株式交換対価を金銭とした理由としては、テクノマセマティカル株式の市場株価に一定のプレミアムを付した経済的な利益を、テクノマセマティカルの株主の皆様が現金という流動性が確保された状態で享受できることがメリットであること等を考慮しております。 なお、本株式交換対価は、算定の基礎となる諸条件に重要な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあり

ます。

（２）算定に関する事項

①　算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関である山田コンサル及びテクノマセマティカルの第三者算定機関である赤坂国際会計は、いずれも、当社及びテクノマセマティカルから独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しません。 なお、本株式交換に係る山田コンサルに対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、同種の取引における一般的な実務慣行や本株式交換が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等を勘案しますと、本株式交換の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。

また、本株式交換に係る赤坂国際会計に対する報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の公表又は成立等を条件として支払われる成功報酬は含まれておりません。

②　算定の概要

（ｉ）山田コンサルによる算定

山田コンサルは、テクノマセマティカル株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場し、市場株価が存在していたことから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ＤＣＦ法を採用して算定を行いました。市場株価法においては、2026 年９月 10 日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値、算定基準日までの１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間における終値単純平均値を採用しております。また、山田コンサルによるＤＣＦ法での算定は、テクノマセマティカルから提供を受けた 2027 年３月期から 2029 年３月期までの３期分の事業計画を基礎とし、直近までの業績の動向、当社がテクノマセマティカルに行ったデュー・ディリジェンスの結果及び本株式交換の実施により想定されるシナジー等の諸要素を考慮して当社が調整した、2027 年３月期から 2029 年３月期までの３期分のテクノマセマティカルの事業計画（以下「調整後事業計画」といいます。）を前提にしております。調整後事業計画においては、対前期比で利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2027 年３月期は、2026 年３月期のソフトウェアＩＰの一過性の売上高の影響がなくなることから前期比で売上高が減少することにより、営業利益に前期と比較して大幅な減少を見込んでおり、2028 年３月期及び 2029 年３月期の営業利益には、ソフトウェアＩＰ/ハードウェアＩＰを中心とした売上高の増加を要因として、それぞれ前期と比較して大幅な増加を見込んでおります。また、2027 年３月

期のフリー・キャッシュ・フローにおいては、前期比で売上高が減少することにより、前期と比較して大幅な減少を見込んでおり、2028年３月期及び2029年３月期のフリー・キャッシュ・フローにおいては、運転資本の増減により、それぞれ前期と比較して、大幅な減少及び大幅な増加を見込んでおります。各評価方法によるテクノマセマティカル株式の１株当たりの株式価値の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	１株当たりの株式価値の算定レンジ
市場株価法	302円　～　374円
ＤＣＦ法	588円　～　788円

山田コンサルは、株式価値の算定に際して、テクノマセマティカルから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、テクノマセマティカルの資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、テクノマセマティカルから提出された財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、テクノマセマティカルの経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、当社がその内容を精査し調整したことを前提としております。山田コンサルの算定は、2026年９月10日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

（ⅱ）赤坂国際会計による算定

赤坂国際会計は、テクノマセマティカルが東京証券取引所スタンダード市場に上場し、市場株価が存在していたことから市場株価法を、同社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためＤＣＦ法を、また、同社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社との比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それぞれ採用して算定を行いました。

各評価手法によるテクノマセマティカル株式の１株当たりの株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	１株当たりの株式価値の算定レンジ
市場株価法	302円　～　374円
ＤＣＦ法	667円　～　824円
類似会社比較法	582円　～　665円

市場株価法においては、2026年９月10日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における同社株式の算定基準日の終値、算定基準日までの直近１

ヶ月間、直近３ヶ月間及び直近６ヶ月間の終値単純平均値を基礎として、同社株式の株式価値を算定しております。 ＤＣＦ法においては、テクノマセマティカルが作成した 2027 年３月期から 2029 年３月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を算定しております。 赤坂国際会計がＤＣＦ法によるテクノマセマティカル株式の株式価値の算定の基礎としたテクノマセマティカルの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）におけるテクノマセマティカルの財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2028 年３月期及び 2029 年３月期において、防衛・宇宙関連分野、映像処理分野における案件拡大等に起因する売上高の増加による利益率の改善等に伴い、営業利益、ＥＢＩＴＤＡ、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。

なお、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、ＤＣＦ法による算定の前提とした本事業計画には加味されておりません。

また、本事業計画は、当該本事業計画の具体的な計画数値の作成過程において、当社による関与はなく、当社から独立して作成されたものであり、本特別委員会は、本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等についてテクノマセマティカルから説明を受け、その合理性について確認しております。 類似会社比較法においては、テクノマセマティカルと比較的類似する事業を営む類似上場会社を選定した上で、事業価値に対するＥＢＩＴＤＡの倍率を用いてテクノマセマティカルの株式価値を算定しております。

（３）上場廃止となる見込み及びその事由

テクノマセマティカル株式は、2026 年 10 月１日付（最終売買日は 2026 年９月 30 日）で東京証券取引所スタンダード市場において上場廃止されております。

（４）公正性を担保するための措置

①　独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社及びテクノマセマティカルは、本株式交換における株式交換対価の公正性を担保するため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関にテクノマセマティカル株式の株式価値の算定を依頼し、その算定結果を参考として、交渉・協議を行い、上記１.「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換対価により本株式交換を行うことを合意いたしました。 なお、当社及びテクノマセマティカルは、第三者算定機関から本株式交換対価が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

②　独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして、当社はＴＭＩ総合法律事務所を、テクノマセマティカルは増田パートナーズ法律事務所をそれぞれ選定し、本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、それぞれ法的な観点から助言を受けております。なお、ＴＭＩ総合法律事務所及び増田パートナーズ法律事務所は、いずれも両社から独立しており、本株式交換に関して両社との間で重要な利害関係を有しません。

③　テクノマセマティカルにおける独立性を有する特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置の経緯

テクノマセマティカルは、2026 年７月６日に開催された取締役会決議により、当社及びテクノマセマティカル並びに本株式交換の成否に利害関係を有しない、独立した委員である根木勝彦氏（独立社外取締役）、真鍋利明氏（社外監査役）及び松下近氏（社外監査役）並びに藤井崇仁氏（弁護士）の４氏から構成される本特別委員会を設置しました。なお、当初委員候補であった林紘子氏（社外監査役）については、健康上の理由から委員の就任を辞退しており、また、審議の充実の観点から本株式交換と類似の取引に関する専門性を補完する必要性が認められることから、テクノマセマティカルと接点を持たず、かつ、かかる専門性を有する外部有識者である藤井崇仁氏を本特別委員会の委員として選任しております。 また、本特別委員会の委員の互選により、本特別委員会の委員長として藤井崇仁氏が選定されております。なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更されておりません。当委員会における各委員の報酬については、根木勝彦氏（独立社外取締役）、真鍋利明氏（社外監査役）及び松下近氏（社外監査役）に対してはその職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされており、また、藤井崇仁氏に対してはその職務の対価として答申内容にかかわらず時間単価での報酬を支払うものとされております。当該報酬には、本株式交換の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

その上で、テクノマセマティカルは、取締役会における決議により、本特別委員会に対し、①本株式交換の目的の正当性・合理性、②本株式交換の取引条件の公正性・妥当性、③本株式交換に係る手続の公正性及び④①乃至③の観点から本株式交換を行うことがテクノマセマティカルの一般株主にとって公正なものと言えるか（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問しました。また、テクノマセマティカルの取締役会は、本株式交換の実施に関するテクノマセマティカルの取締役会の意思決定は本株式交換への賛否を含め、本特別委員会の判断内容を最大限尊重しなければならず、本株式交換の条件等について本特別委員会が妥当でないと判断した場合には、テクノマセマティカルの取締役会は本株式交換の実施を承認しないことを決議しております。併せて、テクノマセマティカルの取締役会は、本特別委員会に対し、(i) 当社との交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、及び必

要に応じて自ら交渉を行うこと等により、テクノマセマティカルが当社との間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限、(ii)本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らのファイナンシャルアドバイザー、第三者評価機関及び法務アドバイザーを選任若しくは指名する権限、又はテクノマセマティカルの財務、法務等に関するアドバイザーを指名又は承認する権限、(iii)必要に応じ、テクノマセマティカルの役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本諮問事項の検討及び判断に合理的に必要な情報を受領する権限を付与しております。

（ii）検討の経緯

本特別委員会は、2026年7月6日より2026年9月10日までの間に合計 13 回開催され、本諮問事項についての協議及び検討が慎重に行われました。 具体的には、本特別委員会は、テクノマセマティカルのファイナンシャルアドバイザーであるＭ＆Ａキャピタルパートナーズ、テクノマセマティカルの法務アドバイザーである増田パートナーズ法律事務所及びテクノマセマティカルの第三者算定機関である赤坂国際会計につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれ、テクノマセマティカルのファイナンシャルアドバイザー、法務アドバイザー及び第三者算定機関として承認し、また本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認いたしました。

さらに、本特別委員会は、テクノマセマティカルが社内に構築した本株式交換の検討体制（本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関与するテクノマセマティカルの役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性の観点から問題がないことを確認の上、承認をしております。 その上で、本特別委員会は、増田パートナーズ法律事務所から本特別委員会の設置が求められる背景、本特別委員会の権限・役割等について説明を受け、本株式交換に関する意思決定の過程、方法その他の本株式交換に関する意思決定にあたっての留意点等についての法的助言を踏まえ、本株式交換において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。

また、本特別委員会は、本株式交換の目的・背景、本株式交換後のテクノマセマティカルの経営方針、本株式交換のスキーム・取引条件等について当社の考えを聴取するとともに、テクノマセマティカルの経営陣に対しても、テクノマセマティカルの経営課題、当社から受領した意向表明書に対する認識（本株式交換により得られるシナジー、本株式交換によるメリット・デメリットを含みます。）、本株式交換後のテクノマセマティカルの経営方針に関する意見を聴取した上で質疑応答を実施しております。 加えて、本特別委員会は、テクノマセマティカルから、テクノマセマティカルの事業環境や運営方針についての説明を受けた上で、本事業計画の作成経緯及び内容の説明を受け、本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認しております。その上で、赤坂国際会計は、本事業計画を前提としてテクノマセマティカル株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、赤坂国際会計

から、実施したテクノマセマティカル株式の価値算定に係る算定手法、当該算定手法を採用した理由、各算定手法による算定の内容及び重要な前提条件（ＤＣＦ法における割引率（ＷＡＣＣ）等のパラメータの数値、継続価値の算定方法及びその採用理由、類似会社比較法における類似企業及びその選定理由その他の前提を含みます。）について説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行った上で、その合理性を確認しております。 さらに、本特別委員会は、当社から 2026 年８月 20 日に本株式交換対価等の初回の提案を受けて以降も、テクノマセマティカルやテクノマセマティカルのアドバイザーから都度報告を受け、本株式交換対価等の条件について意見を述べ、かつ本特別委員会から当社に対して複数回にわたり回答書面を送付することにより、本株式交換対価を含む本株式交換に関する取引条件につき、交渉過程に実質的に関与しております。

（iii）答申書の内容

本特別委員会は、上記過程を経て、本諮問事項に対して慎重に協議及び検討を重ねた結果、①本株式交換により、（ｉ）両社の製品及び技術を組み合わせることによる新製品・新ソリューションの開発が推進されること、（ii） 当社の既存顧客に対してテクノマセマティカルの技術のライセンス提案を実施することによるテクノマセマティカルの事業規模拡大が期待されること等から、本株式交換の目的は正当であり合理性を有すると認められる旨、②本株式交換対価は、テクノマセマティカルの第三者算定機関である赤坂国際会計による市場株価法及び類似会社比較法に基づく株式価値の算定レンジの上限を上回り、かつ、ＤＣＦ法に基づく株式価値の算定レンジの範囲内の水準であり、また、１株当たり純資産を上回る金額であること、テクノマセマティカル株式の市場株価に対して類似事例との比較においても十分なプレミアムが付されていると評価できること、本特別委員会が当社との協議・交渉の経緯及び内容について適時に報告を受け、複数回にわたり交渉方針等について協議し、株式交換対価の引上げを要請するなど交渉過程に実質的に関与したこと、現金対価による本株式交換を実施することによりテクノマセマティカルの一般株主に合理的な株式の換価機会を提供することが可能となること等から、本株式交換対価を含む本株式交換に係る取引条件の公正性・妥当性は確保されている旨、③本株式交換においては、テクノマセマティカルにおける独立した本特別委員会の設置及び本特別委員会による交渉過程への実質的な関与のほか、独立した第三者算定機関である赤坂国際会計からの株式価値算定報告書の取得、独立した法務アドバイザーである増田パートナーズ法律事務所及び独立したファイナンシャルアドバイザーであるＭ＆Ａキャピタルパートナーズからの専門的助言の取得、当社以外の複数の買収候補者への買収打診等を通じたマーケットチェックその他の適切な公正性担保措置が講じられており、「公正なＭ＆Ａの在り方に関する指針」に定められる各公正性担保措置に則った適切な

対応が行われていること等から、本株式交換に係る手続の公正性が確保されている旨、及び④①から③を踏まえ慎重に検討した結果、テクノマセマティカルの取締役会による本株式交換の決定は、テクノマセマティカルの一般株主にとって公正なものであると認められる旨が記載された答申書を、2026 年９月 11 日付でテクノマセマティカルの取締役会に対して提出しております。

④　テクノマセマティカルにおける利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した 2026 年９月 11 日開催のテクノマセマティカルの取締役会においては、取締役３名のうち、代表取締役社長田中正文氏及び取締役副社長出口眞規子氏を除く取締役１名（根木勝彦氏）の賛成により本株式交換の実施を決議しています。代表取締役社長田中正文氏及び取締役副社長出口眞規子氏は、それぞれテクノマセマティカル株式を一定数所有しており、潜在的な特別の利害関係を有する可能性があることから、それぞれ一般株主との利益相反の疑義を回避する観点から、審議及び決議に参加しておりません。 また、上記取締役会には、本株式交換について利害関係を有しないテクノマセマティカルの監査役３名全員が出席し、いずれも本株式交換を実施することについて異議がない旨の意見を述べております。また、テクノマセマティカルは、仮に代表取締役社長田中正文氏及び取締役副社長出口眞規子氏に特別の利害関係が認められなかった場合における定足数の充足性の観点から、上記決議に参加しなかった代表取締役社長田中正文氏及び取締役副社長出口眞規子氏を加えた３名の取締役において、改めて審議の上、上記議案について採決を行い全員一致により決議いたしました。また、当該決議に際してはテクノマセマティカルの監査役３名全員が異議がない旨の意見を述べております。

⑤　テクノマセマティカルにおける独立した検討体制の構築

テクノマセマティカルは、当社から独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制をテクノマセマティカルの社内に構築いたしました。具体的には、テクノマセマティカルは、2026 年７月以降、本株式交換に関する検討（株式価値の算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。）並びに当社との協議及び交渉を行う体制を構築いたしました。当該体制の構築には、当社による関与はありません。本特別委員会は、2026 年７月６日開催の第１回特別委員会において、増田パートナーズ法律事務所の助言を踏まえ、本株式交換についてテクノマセマティカル内で検討、交渉及び判断を行う体制について確認を行いました。また、当該体制の構築には当社による関与はないことを確認いたしました。 これらの取扱いを含め、テクノマセマティカルの本株式交換に係る検討体制について、当社からの独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

⑥　他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケットチェック）

当社及びテクノマセマティカルは、テクノマセマティカルが当社以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者がテクノマセマティカルと接触することを制限するような内容の合意を一切行っておらず、対抗的買収提案者による買収提案の機会を妨げないこととしております。 また、テクノマセマティカルにおいては、本株式交換の検討過程において当社以外の複数の企業への買収打診を行っていることを併せて考慮すると、一定のマーケットチェックが講じられているものと考えております。

（５）利益相反を回避するための措置

本日現在において、両社の間には人的関係や取引関係はなく、また、本株式交換については、有価証券上場規程第 441 条に規定される「ＭＢＯ等に係る遵守事項」は適用対象ではありません。もっとも、当社及びテクノマセマティカルは、本株式交換が金銭を対価として同社を完全子会社化する取引であること等を踏まえ、本株式交換に係る意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、テクノマセマティカルの一般株主の利益に十分配慮する観点から、上記（４）「公正性を担保するための措置」に記載の公正性担保措置を講じております。

別紙３　株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

（次頁以下に添付）

貸借対照表

(2026年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,106,219**	**流動負債**	**133,458**
現金及び預金	855,543	買掛金	2,195
電子記録債権	1,694	未払金	9,721
売掛金	144,768	未払費用	16,963
商品及び製品	60,977	未払法人税等	35,887
原材料及び貯蔵品	17,083	未払消費税等	34,459
前払費用	21,217	前受金	2,646
その他	4,934	預り金	2,810
固定資産	**839,432**	前受収益	10,018
有形固定資産	**5,072**	賞与引当金	18,753
建物	1,064	**負債合計**	**133,458**
工具、器具及び備品	4,008	(純資産の部)	
無形固定資産	**2,236**	**株主資本**	**1,856,758**
ソフトウエア	2,098	**資本金**	**2,032,255**
その他	138	**資本剰余金**	**2,161,255**
投資その他の資産	**832,123**	資本準備金	2,161,255
投資有価証券	797,024	**利益剰余金**	**△2,336,593**
長期前払費用	1,534	その他利益剰余金	△2,336,593
その他	33,564	繰越利益剰余金	△2,336,593
		自己株式	**△158**
		評価・換算差額等	**△44,563**
		その他有価証券評価差額金	△44,563
		純資産合計	**1,812,194**
資産合計	**1,945,652**	**負債純資産合計**	**1,945,652**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
売　　上　　高	685,631
売　　上　　原　　価	51,377
売　上　総　利　益	634,254
販売費及び一般管理費	589,595
営　　業　　利　　益	44,659
営　　業　　外　　収　　益	65,636
営　　業　　外　　費　　用	3,985
経　　常　　利　　益	106,309
税引前当期純利益	106,309
法人税、住民税及び事業税	20,314
当　　期　　純　　利　　益	85,994

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,032,255	2,161,255	2,161,255	△2,422,588	△2,422,588	△158	1,770,763
当期変動額							
当期純利益				85,994	85,994		85,994
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	85,994	85,994	－	85,994
当期末残高	2,032,255	2,161,255	2,161,255	△2,336,593	△2,336,593	△158	1,856,758

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△8,153	△8,153	1,762,610
当期変動額			
当期純利益			85,994
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△36,410	△36,410	△36,410
当期変動額合計	△36,410	△36,410	49,584
当期末残高	△44,563	△44,563	1,812,194

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、製品および原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

②無形固定資産

・自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③長期前払費用

均等償却によっております。

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生ずる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①ソフトウェアライセンス事業、ハードウェアライセンス事業

ソフトウェアライセンス事業及びハードウェアライセンス事業においては、主にIPライセンスを顧客に供与したことによる収益、及び供与したIPに関連する顧客製品の売上高に基づくロイヤルティ収益が発生しております。

イ　IPライセンスの供与

IPライセンスの供与については、締結されたライセンス契約に基づき、IPデータを格納したメディアを顧客に引き渡すことで当該IPライセンスを使用する権利を提供するものであり、当該メディアを顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

ロ　顧客の売上高に基づくロイヤルティ

ロイヤルティについては、締結されたライセンス契約に基づき、顧客が当社のIPを用いて製造した製品に関連する売上高を計上した時点で収益を認識しております。

②ソリューション事業

ソリューション事業においては、主に当社のIPを用いて製造した電子機器の販売及び各

種開発業務の請負を行っております。

イ　電子機器の販売

電子機器の販売においては、通常、出荷時から当該製品・商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

ロ　開発業務の請負

開発業務の請負については、開発の進捗に応じて顧客の資産が増加し、当該資産が増加するにつれて顧客が当該資産の支配を獲得し、これに応じて当社の履行義務が充足されるため、開発の進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度の測定は、開発業務原価の発生が履行義務の充足に概ね比例していると考えられることから、発生原価に基づくインプット法（期末日までに発生した開発業務原価が予想される開発業務原価総額に占める割合によって進捗度を測定する方法）で行っております。

なお、契約金額に重要性が乏しく、ごく短期間で完了する開発業務の請負については完全に履行義務を充足した時点、すなわち、開発の成果を顧客に引き渡し、顧客がその成果を検収した時点で収益を認識しております。

２．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　192,319千円

３．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,593,100株	－株	－株	2,593,100株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	141株	－株	－株	141株

４．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

繰越欠損金	321,994千円
賞与引当金	5,911千円
商品評価損	10,394千円
未払事業税	5,601千円
その他	15,931千円
繰延税金資産小計	359,832千円
評価性引当額	△359,832千円
繰延税金資産合計	－千円

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用は安全性の高い金融資産を対象に行い、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、運転資金及び少額の設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、その多くが４か月以内の入金期日となっており、顧客の信用リスクは限定的です。また当該リスクに関しては、当社の販売管理規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制をとっております。

投資有価証券は、余資運用のため保有する投資信託であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、随時時価や発行体の財務状況を把握し、市況を勘案して保有状況の是非について見直しを行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	797,024	797,024	－
資産計	797,024	797,024	－

（注）１．現金及び預金、電子記録債権、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等及び預り金については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

２．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	855,543	－	－	－
電子記録債権	1,694	－	－	－
売掛金	144,768	－	－	－
合計	1,002,006	－	－	－

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他有価証券 その他	－	797,024	－	797,024
資産計	－	797,024	－	797,024

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

時価については、取引金融機関等から提示された価格によっており、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

６．資産除去債務に関する注記

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等については、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく現時点で移転等も予定されていないものについては、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に対応する資産除去債務を計上しておりません。

７．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	事業区分			
	ソフトウェアライセンス事業	ハードウェアライセンス事業	ソリューション事業	計
IPライセンス収益（保守を含む）	287,864	193,217	－	481,082
電子機器販売収益（保守等を含む）	－	－	126,808	126,808
開発請負収益	－	－	77,741	77,741
顧客との契約から生じる収益	287,864	193,217	204,549	685,631
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	287,864	193,217	204,549	685,631

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「１.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね４ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

当社の契約負債の当事業年度末残高に重要性が乏しく、かつ重要な変動も生じていないため、記載を省略しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の簡便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　698円89銭

(2) １株当たり当期純利益　33円16銭

９．重要な後発事象に関する注記

（資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分）

当社は、2026年５月14日開催の取締役会において、2026年６月24日開催予定の第26回定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議しました。

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、今後の経営環境の変化に対応できる資本政策の柔軟性および機動性を確保することを目的としています。

(2) 資本金の額の減少の内容

①減少する資本金の額

2026年３月31日現在の資本金の額2,032,255,450円のうち1,932,255,450円を減少し、資本金の額を100,000,000円とします。減少する資本金の額の全額を資本準備金に振り替えます。

②資本金の額の減少の方法

会社法第447条第１項の規定に基づき、払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず資本金の額のみを減少します。減少する資本金の額の全額を資本準備金に振り替えます。

(3) 資本準備金の額の減少の内容

①減少する資本準備金の額

増加後の資本準備金の額4,093,510,900円の全額を減少し、資本準備金の額を0円とします。

②資本準備金の額の減少の方法

会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の減少額4,093,510,900円の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(4) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、以下のとおり剰余金の処分を行います。

①減少する剰余金の項目及びその額

増加後のその他資本剰余金4,093,510,900円のうち2,336,593,973円を繰越利益剰余金へ振り替えます。その結果、その他資本剰余金は1,756,916,927円に減少します。

②増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金は2,336,593,973円増加し、これにより2026年３月31日現在の繰越損失2,336,593,973円は全額填補され、繰越利益剰余金は0円に増加します。

(5) 日程

①取締役会決議日　　2026年５月14日
②株主総会決議日　　2026年６月24日（予定）
③債権者異議申述公告日　　2026年６月25日（予定）
④債権者異議申述最終期日　　2026年７月31日（予定）
⑤効力発生日　　2026年８月１日（予定）

事　業　報　告

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

１．会社の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2025年４月１日～2026年３月31日）における我が国経済は、大企業・製造業の景況感はやや改善したものの、非製造業の景況感はほぼ横ばいとなりました。一方、国内個人消費については、賃上げの流れにより実質賃金の改善は年明け以降進みつつあるものの、いわゆるステルス増税により実質可処分所得の上昇が進まず、内需の本格回復はみられないまま推移しました。一方、目を海外に転じると、米国やEUでは労働市場の悪化傾向やインフレ圧力の低減見通しを背景に政策金利の引き下げによる景気のソフトランディングを図り、また、中国でも利下げ等により不動産市場の低迷や個人消費の落ち込みなどによる景況感悪化の抑え込みを進めた一方、2022年２月に始まったロシアによるウクライナ侵攻が収束しそうでしないまま続いており、また、中東情勢についてもアメリカ・イスラエルによりイラン攻撃が実施されるなど楽観できる状況にはなく、各種エネルギー/食料価格などの高騰によるインフレ再燃懸念は払しょくできず、さらにはトランプ米大統領による関税政策の各国経済への影響などをめぐり先行き大きな不安を残しながら推移しました。

このような中、当社の主要顧客業界である電子機器関連業界は、事業の再編を進めつつも、新興国向けに機能・性能を絞った製品の開発を進める一方、競争力の源泉である優れたアルゴリズムを用いた映像・画像・音声の圧縮伸張技術を追求し続けております。

具体的には、携帯型端末においてもより高画質、大画面の方向に向かっていることから、映像・画像の圧縮伸張コア技術であるビデオコーデックにおける優れたアルゴリズムを市場が求めております。また、デジタル情報家電においても、高画質化に加え高音質化が求められており、低消費電力と合わせてそれらを実現するオーディオコーデックが期待されてきております。さらに、動画像の配信・伝送分野においても、低ビット・レートでも高画質、高音質、低遅延を実現する圧縮伸張技術が必要不可欠のものとなっております。

このような状況下、DMNAアルゴリズムを用いて高画質、高音質、低遅延はもちろん、地球環境にやさしい省エネルギーなグリーン製品群を提供している当社は、国際標準規格に基づく圧縮伸張技術の機能強化ならびに受注活動を行うとともに、独自規格のオリジナル・コーデックや圧縮してもデータが劣化しないロスレス技術、ソリューション製品としての各種低遅延伝送装置、映像鮮明化の装置およびアプリなどをさらに国内外の市場に投入すべく営業努力を重ねております。

一方、費用・損益面では、売上高の大幅な伸長により販管費などのコストを

吸収し、利益を計上することができました。
なお、当社の売上高は、主要顧客の決算期末（主として９月と３月）に集中する傾向がある一方、販管費等のコストは、各四半期とも大幅な変動はない、という特徴を有しております。
以上の結果、当事業年度の売上高は685百万円（前期比64.6％増）となり、経常利益106百万円（前期は経常損失282百万円）、当期純利益85百万円（前期は当期純損失285百万円）となりました。
当事業年度の期末配当につきましては、業績及び財務状況などを総合的に勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきたいと存じます。

部門別の業績につきましては、次のとおりです。

（ソフトウェアライセンス事業）
営業活動におきましては、単体IPでのライセンス営業から複数IPをモジュール化してのライセンス営業に力をいれました。
主要な案件としましては、次のとおりです。
《量産ライセンス》
・H.264エンコーダ/デコーダ ソフトウェア：監視カメラ向け
・MP3デコーダ ソフトウェア：施設設備向け
・DTVソフトウェア：車載向け
・ハンズフリーソフトウェア：航空機通話システム向け
・AAC-LC/HE-AAC エンコーダ/デコーダ：伝送装置向け
《評価ライセンス》
・ノイズサプレッサ：CTスキャン装置向け
・JPEGエンコーダ ソフトウェア：Web会議向け
以上の結果、当事業年度の売上高は287百万円となりました。

（ハードウェアライセンス事業）
営業活動におきましては、4K技術、ロスレス技術、H.265、スムージング技術を中心にライセンス営業活動、海外案件獲得活動を展開しました。
主な案件としましては、次のとおりです。
《量産ライセンス》
・H.264 HPコーデック：ドアホン向け
・1/4固定長圧縮技術：人工衛星向け
・H.265エンコーダ：月面探査機向け
以上の結果、当事業年度の売上高は193百万円となりました。

(ソリューション事業)

営業活動におきましては、当社の既存技術と開発力をベースに顧客のカスタム案件の獲得およびオリジナル・コーデックを用いて低遅延・高画質を両立させた小型版画像伝送システムや放送局向け低遅延送り返しシステム、“LucidEye”映像鮮明化アプリ/装置の販売活動を中心に展開しました。

主要な案件としましては、次のとおりです。

・映像伝送エンコーダソフトウェア開発：防衛装備向け
・低遅延映像伝送システム：放送関連設備向け
・画像・音声デコーダユニットのライセンスキー追加受注：フライトシミュレータ用
・“LucidEye”映像鮮明化ライブラリ：車載向け
・映像伝送エンコーダ/デコーダソフトウェア：防衛装備向け
・画像・音声エンコーダユニット受託開発：フライトシミュレータ向け
・FPGA版コーデックモジュールの追加受注：監視装置向け
・WiFi Sync Viewer：大学向け
・“LucidEye”映像鮮明化装置：防衛装備向け
・映像伝送システム設計支援：警察向け
・DTVソフトウェア仕様変更：車載向け
・音源分離/音声認識NLU対応ソフトウェア開発：デモ環境構築
・現場映像伝送システム：警察向け
・低遅延映像伝送システム：防災システム向け
・Codecドライバ実機テスト受託：デジタルカメラ向け
・Codec IP制御検討受託：映像伝送装置向け

以上の結果、当事業年度の売上高は204百万円となりました。

事業区分	売上高	受注高
ソフトウェアライセンス事業	287,864千円	290,350千円
ハードウェアライセンス事業	193,217千円	193,572千円
ソリューション事業	204,549千円	168,336千円

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 23 期 (2023年３月期)	第 24 期 (2024年３月期)	第 25 期 (2025年３月期)	第 26 期 (2026年３月期) (当事業年度)
売　上　高　(千円)	599,395	527,770	416,588	685,631
経常利益又は経常損失(△)　(千円)	△43,356	△141,629	△282,073	106,309
当期純利益又は当期純損失(△)　(千円)	△46,287	△144,560	△285,004	85,994
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)　(円)	△17.85	△55.75	△109.91	33.16
総　資　産　(千円)	2,299,117	2,187,119	1,843,643	1,945,652
純　資　産　(千円)	2,204,992	2,070,483	1,762,610	1,812,194
１株当たり純資産額　(円)	850.38	798.50	679.77	698.89

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は以下の項目を対処すべき課題と捉え、対処してまいります。

①　特定市場への戦略的アプローチ

当社の開発、ライセンスする製品は、国際標準規格に準拠しており、その用途・ライセンス対象は多岐にわたります。一方、デジタル信号処理技術の進展はめざましく、日夜新しい技術・規格が世界中で産み出されており、その競争も非常に激しいものとなっています。このような環境下、より多くの電子機器に当社製品を搭載していただき、ライセンス収入を得るためには、対象となる機器・顧客に最適な性能・機能を持った製品をいち早く開発・提供する必要があります。当社では携帯型機器（Handset）、撮像機器（Imaging）、リビング向け機器（Consumer）、アミューズメント（Amusement）、車載情報システム機器（Automotive）、及び映像・画像配信機器（Broadcasting）を重点対象と位置づけ、これらの市場・顧客に対して、戦略的な受注・開発・ライセンス活動を行っていく方針です。また、ソリューション製品は主として放送・伝送システムとして市場投入していく方針です。

②　販売体制の拡充

当社の製品は業界の一部では非常に高い評価を得ているものの、業界全体として見た場合には未だ認知度は高くなく、この認知度を上げることが急務であると考えております。より広く潜在顧客へのアプローチを行うことおよびより多くの潜在顧客からのアクセスを誘引・獲得することで、当社の潜在

市場、製品用途はさらに広がるものと考えております。そのためにウェブサイトを刷新してマーケティング機能を充実させ、また、営業部門と開発部門とが潜在顧客および技術動向のすり合わせを密に行うとともに、代理店や協業会社との関係を強化することで、より多くの市場へ効率よくアプローチを行い、国内外での市場拡大を目指していく方針です。

③　効率的な開発・サポート体制の構築

地上デジタル放送の本格化に伴い、各種表示装置はもちろん、携帯型端末機器へも高精細動画機能が搭載されるなどの環境変化により、当社製品への引合いならびに製品の受注活動が活発化している一方、多様な顧客に対して高品質な製品を提供するための効率的な体制の構築が課題となっております。将来の収益源を産み出す研究・開発組織体制の整備はもちろん、製品化から品質保証・納期対応にいたるまで、一貫した組織体制の構築が事業成長の鍵となると認識し、顧客へのさらなるサポート体制拡充を含めた施策を実施してまいります。

④　デモ・システムの充実

各種デジタル映像・画像機器に当社が開発したDMNA（革新的なアルゴリズム）を用いた圧縮・伸張技術を採用すると、低消費電力化が図れることに加え、画質、音質はもちろん、処理速度（リアルタイム性／遅延量）などの性能が数倍向上します。

このような当社製品の優位性を確認・理解していただけるデモ・システムを開発し、効果的な営業活動が行える体制をとってまいります。

⑤　組織の活性化

当社は社員の平均年齢が約52歳と決して若い企業とは言えません。また、ここ数年の業績動向は決して芳しいものではない一方、業務運営に緊張感、危機意識、活気がない部分が散見されるようになってきました。これらに対処すべく、能力のある若手社員の採用に力を入れるとともに、人事・処遇を今まで以上に成果・貢献度を重視して行うなど、業績回復の前提ともなる組織活性化のための施策を実施してまいります。

⑥　東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準適合状況への東証確認結果への対応

当社株式は、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準のうち流通株式時価総額（10億円）について、改善期間内（2026年３月31日が判定基準日）における適合状況の同取引所による確認のため、2026年４月１日に監理銘柄（確認中）に指定され、今後、同取引所による適合状況の確認の結果、上場維持基準に適合しないことが確定した場合には、当社株式は整理銘柄に指定された後、2026年10月１日をもって上場廃止となります。

当社としましては、引き続き関係各機関と取り得る施策を検討し、ステークホルダーにとって適切と思われる対応を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年３月31日現在）

事業区分	主要製品
ソフトウェアライセンス事業	4K8K H.265、H.264、WMV、MPEG-4、JPEG、JPEG2000、AAC、MP3、AMR、WMA、AC3、ﾉｲｽﾞｻﾌﾟﾚｯｻ、ｴｺｰｷｬﾝｾﾗ、Opus、FLAC、3D AAC、風雑音低減、ｽﾞｰﾑﾎﾞｲｽ、H.264SVC、FRC、V2M、V2B、V2C、V2S、HDR、WDR、JPEG XS、VP9、映像鮮明化ｿﾌﾄｳｪｱIP
ハードウェアライセンス事業	4K8K H.265、4K H.264、MPEG-2、MPEG-4、JPEG、V3、H.264/H.265 ﾏﾙﾁｺｰﾃﾞｯｸ、H.264 I-only、高速JPEG、4K FRC、FLC 1/2 1/3 1/4、HDR、WDR、ﾛｽﾚｽ圧縮、JPEG XS、映像鮮明化ﾊｰﾄﾞｳｪｱIP
ソリューション事業	低遅延IP伝送装置、4K低遅延IP伝送装置、小型版低遅延IP伝送装置、H.264LSI搭載ﾎﾞｰﾄﾞ、単機能LSI（H.264）、H.265 4:2:2 ﾘｱﾙﾀｲﾑﾌﾟﾚｰﾔ、WiFi同期配信ｼｽﾃﾑ、ﾀﾘｰ&ｲﾝﾀｰｶﾑ装置、FPGA用ﾃﾞｻﾞｲﾝｷｯﾄ、小型版低遅延IP伝送装置ﾏﾙﾁﾋﾞｭｰｱ・ｼｽﾃﾑ、低遅延ﾓﾊﾞｲﾙ映像伝送ｼｽﾃﾑ、映像鮮明化装置、超低遅延IP伝送装置、4K60Pﾏﾙﾁﾌﾟﾚｰﾔ、映像鮮明化ｱﾌﾟﾘ、2ch低遅延IP伝送装置

(6) 主要な事業所（2026年３月31日現在）

本社	東京都品川区
金沢テクノロジーセンター	石川県金沢市
神戸事業所	兵庫県神戸市中央区

(7) 使用人の状況（2026年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
55名	２名減	52.0歳	13.8年

２．株式の状況（2026年３月31日現在）

(1) **発行可能株式総数** 7,680,000株

(2) **発行済株式の総数** 2,593,100株（うち自己株式141株）

(3) **単元株式数** 100株

(4) **株主数** 1,496名

(5) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
田中正文	1,070,000株	41.26%
秋元利規	250,000	9.64
出口眞規子	202,000	7.79
株式会社ＳＢＩ証券	70,500	2.71
橋本文男	61,000	2.35
鈴木智博	35,000	1.34
柳原弘子	34,000	1.31
福永嘉之	20,100	0.77
楽天証券株式会社	18,500	0.71
今秀信	18,000	0.69

（注）持株比率は自己株式（141株）を控除して計算しております。

３．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田中正文	
取締役副社長	出口眞規子	管理部長
取締役	根木勝彦	UCサロン 代表
常勤監査役	真鍋利明	真鍋利明税理士事務所
監査役	林紘子	
監査役	松下近	

（注）１．取締役根木勝彦氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役真鍋利明氏、監査役林紘子氏及び監査役松下近氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役真鍋利明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、取締役根木勝彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．当社と社外監査役松下近氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月９日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ．基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的視点で健全な成長を目指して経営に取り組むことが重要との考えから、基本報酬の水準と安定性を重視した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、株主総会で承認された取締役年間報酬総額の範囲内において、各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。このため、業務執行取締役および社外取締役の報酬は、業績連動報酬や非金銭報酬を採用せず固定報酬としての基本報酬のみとする。

ロ．基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して代表取締役社長が個人別の報酬額案を取締役会に付議し、取締役会決議により決定するものとする。

ハ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬等の内容については、基本報酬のみとし、業績連動報酬、非金銭報酬、賞与、退職時の慰労金等は支給しない。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	3名 (1)	46百万円 (1)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	3 (3)
合計 （うち社外役員）	6 (4)	49 (4)

（注）１．取締役の金銭報酬の額は、2004年６月29日開催の第４回定時株主総会において年額1,000百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、５名です。

２．監査役の金銭報酬の額は、2004年６月29日開催の第４回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、２名です。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役根木勝彦氏は、UCサロンの代表であります。
UCサロンと当社との間には特別な関係はありません。

・監査役真鍋利明氏は、真鍋利明税理士事務所を経営しております。
真鍋利明税理士事務所と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況
取締役　根木勝彦	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、当社事業の関連分野に関する専門的な知識と経験から、取締役会において積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保及び当社の企業価値向上のための助言・提言を行っております。
監査役　真鍋利明	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、また、監査役会13回のすべてに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役　林　紘子	当事業年度開催の取締役会13回のうち7回に出席し、また、監査役会13回のうち7回に出席いたしました。主に経営管理の観点から、必要な発言を適宜行っております。
監査役　松下近	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、また、監査役会13回のすべてに出席いたしました。主に開発部門における豊富な経験と見識から、必要な発言を適宜行っております。

４．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

普賢監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　13百万円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
13百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．上記①②は全て普賢監査法人に対する報酬であります。

３．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社監査役会が、会社法第340条第１項に定める解任事由に該当すると判断した場合。

５．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は法令及び定款を遵守するとともに、社会倫理の遵守があらゆる企業活動の前提であることを理解し、これを実践していきます。当社はそのための教育ならびに啓蒙を継続的に行うことでその重要性を周知徹底してまいります。

取締役会は取締役会規程の定めに従い、経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行います。取締役は取締役会に対して業務執行に関する報告を行うとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視、監督します。併せて、社外監査役を含む監査役は監査基準及び監査計画に従い、取締役の職務執行状況を監査するものとしております。

コンプライアンスについては管理部門担当役員を責任者として、法務業務及び内部監査業務を強化、推進することにより全社横断的な取り組みを統括していく計画であります。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他の重要会議の議事録、稟議書、契約書、その他取締役の職務の執行にかかわる情報は、文書管理規程に基づき、安全かつ適切に保管及び管理を行い、取締役及び監査役から閲覧の要請があった場合にはこれに速やかに応えることとなっております。

③損失の危機の管理に関する規程その他の体制

全社的及び組織横断的なリスク状況の監視ならびに対応は管理部門を中心に行うものとし、重要事項については、取締役会に報告する体制をとっております。

また、各部門の担当業務に内在する各種のリスクについては、その部門長を責任者として、それぞれの担当部門において、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成及び配布等を行い、リスク管理体制を整えております。

内部監査人は、それぞれの担当部門におけるリスク管理の状況を定期的に監査し、代表取締役社長に報告することとし、必要のある場合には、監査報告の指摘に基づきそれぞれの担当部門が改善策を決定し、その実施状況を代表取締役社長に報告することとなっております。

上記のような体制をとるとともに、リスクコントロールによる経営の健全化と収益基盤の安定化は当社の重要課題であることから、法律事務所と顧問契約し、必要に応じて法律問題全般についてアドバイスを受けております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等において、それぞれの担当部門の分掌業務、各職位の役割、職務内容及び権限を定め、合理的、効率的、かつ組織的な業務の遂行を図っております。

必要に応じて、部門横断的な会議体を設け、その適切な運営に努めることにより、取締役会の議事を充実させ、業務を効率的に執行する体制を整えております。

取締役会で決定された中期経営計画及び年次事業計画・予算に基づき、月次・四半期業績管理を実施することにより、経営計画とその迅速なフォローアップを遂行する体制をとっております。

⑤会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
　該当事項はありません。
⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を置くこととします。補助使用人は兼務も可能とするが、当該職務を遂行する場合には専ら監査役の指揮命令の下におき、取締役から独立して職務を遂行させる措置をとるものとします。
　また、補助業務に係る人事評価及び補助使用人の人事異動等については、監査役の事前の同意を得て行うものとします。
⑦取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
　監査役は取締役会をはじめとする重要な意思決定会議に参加するとともに、稟議書等、業務執行に関わる重要な書類を閲覧し、必要のある場合には、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けることができるものとします。
　また、取締役及び使用人は当社の業務ならびに業績に重大な影響を及ぼす事実を確認した場合には、速やかに監査役会に報告するものとし、併せて、監査役相互でも報告を行うものとします。
　なお、監査役会に報告をした取締役及び使用人が、当該報告を理由に不利益な取扱いを受けることがないよう、通報者等の保護については、内部通報制度と同様に対応するものとします。
⑧監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
　監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要ではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること及び効率的に行われることの確保
　定例取締役会を12回、臨時取締役会を１回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づき適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。
②リスク管理体制
　内部監査人が、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画に従い、各部門毎に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び常勤監査役に報告しました。
③コンプライアンス体制
　制定済みの「経営理念と行動規範」についての啓蒙を半期毎に実施し、また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度を運用しました。
④監査役の監査が実効的に行われることの確保
　監査役は、取締役、内部監査人その他の使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行いました。

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月22日

株式会社テクノマセマティカル　監査役会

常勤監査役
社外監査役　真　鍋　利　明　㊞

社外監査役　林　　紘　子　㊞

社外監査役　松　下　　近　㊞

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月21日

株式会社テクノマセマティカル
　取締役会　御中

普賢監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　亀ケ谷　顕

指定社員
業務執行社員　公認会計士　伊田　賢司

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社テクノマセマティカルの2025年４月１日から2026年３月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

別紙４　株式交換完全子会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

１．本株式交換契約の締結

テクノマセマティカルは、2026年９月11日開催の取締役会において、当社との間で、当社を株式交換完全親会社、テクノマセマティカルを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議の上、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙１のとおりです。

２．自己株式の消却

テクノマセマティカルは、2026年10月14日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式の消却を決定いたしました。

（１）消却した自己株式の種類：テクノマセマティカル株式

（２）消却した株式の数：312株（2026年６月30日時点）

（３）消却日：2026 年12月２日（予定）

３．テクノマセマティカル株式の上場廃止

テクノマセマティカル株式について、東京証券取引所スタンダード市場における上場維持基準のうちの流通株式時価総額が基準（10億円）に適合しないことにより、2026年10月１日付で上場廃止されました。

別紙５　株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

１．本株式交換契約の締結

当社は、2026年９月11日開催の取締役会において、テクノマセマティカルとの間で、当社を株式交換完全親会社、テクノマセマティカルを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議の上、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙１のとおりです。

２．投資有価証券の売却

当社は、2026年７月28日開催の取締役会において、以下のとおり保有する投資有価証券の一部を売却することを決議いたしました。

（１）売却予定投資有価証券：当社が保有する投資有価証券の一部（有価証券１銘柄）

（２）投資有価証券売却益：888百万円（見込み）」

３．自己株式の消却

当社は、2026年８月13日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式の消却を実施いたしました。

（１）消却した自己株式の種類：当社普通株式

（２）消却した株式の数：　353,700　株

（３）消却日：2026　年８月　31　日

４．公開買付けへの応募による特別利益（投資有価証券売却益）の計上

2026年９月10日開催の取締役会において、当社が保有するイーソル株式会社の普通株式の全てにつき、株式会社BCJ-110が実施する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に応募することを決議しました。2026　年10　月19　日に本公開買付けは成立し、当社が保有するイーソル株式会社の株式の全部が買い付けられた結果、2027　年３月期において、投資有価証券売却益として約596,000　千円の特別利益を計上する見込みです。

以上